

令和7年度

第2回恵那市介護保険運営協議会

日時 令和8年2月5日（木）午後1時30分

場所 恵那市役所北庁舎会議室

1. 開会

2. 議事〔報告事項〕

（1）介護保険事業の実施状況について 【資料 P3】

（2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について 【資料 P7】

（3）保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について 【資料 P8】

3. その他

①第10期介護保険事業計画について 【資料 P9】

②恵那市地域包括支援センター運営協議会との合同開催について 【資料 P12】

4. 閉会

**恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会
委員名簿**

〔任期 令和7年7月31日～令和9年3月31日〕

（敬称略、順不同）

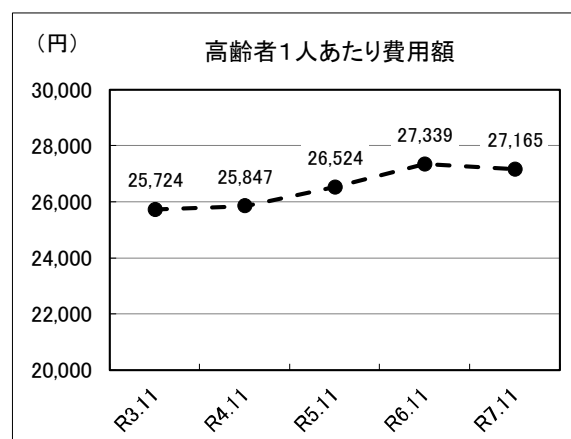
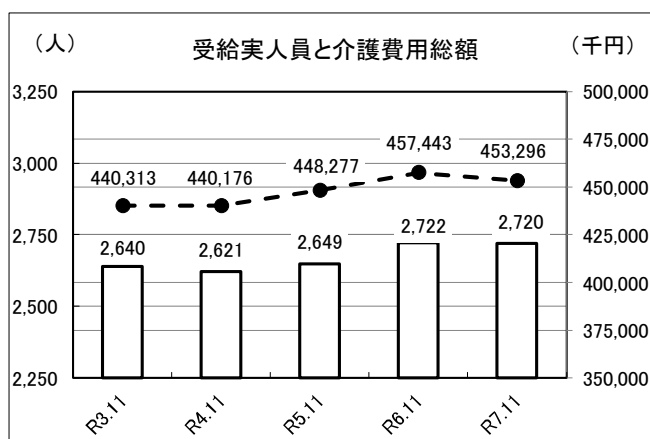
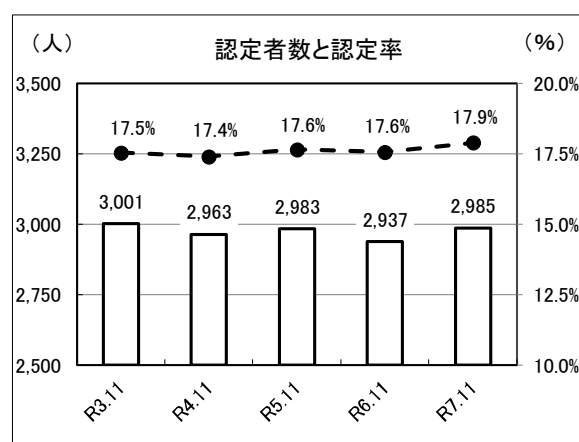
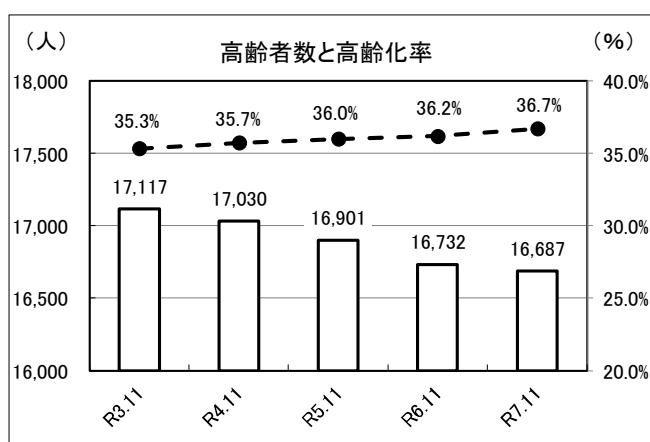
区分	no	選出団体等	氏名	備考
被保険者委員	1	恵那市壮健クラブ連合会	遠山 恒宏	
	2	公募	渡邊 政子	
	3	公募	縄田 麻里子	
学識経験者	4	恵那市社会福祉協議会	松原 淑明	
	5	恵中医会	安部 俊一	
	6	恵南医会	前野 禎	
	7	恵那歯科医師会	桐山 光生	
	8	民生委員・児童委員協議会	坂本 郁夫	R8.2～
介護サービス提供事業者	9	未来設計おひさま	西尾 由香	
	10	小規模多機能型ケアホームあじさい	田北 英美子	
	11	デイサービス向日葵永田	渡辺 ちえみ	
	12	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎 太郎	
	13	介護老人保健施設ひまわり	安藤 貴之	
	14	グループホーム万年青	後藤 修一	
諸団体	15	恵那市シルバー人材センター	各務 一彦	
	16	NPO法人まんさく	纈纈 恵美	
	17	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅 弘文	
事務局	18	医療福祉部長	古山 小百合	
	19	// 次長兼高齢福祉課長	西尾 克子	
	20	高齢福祉課技術指導官兼地域包括支援センター所長	高垣 亜也	
	21	地域包括支援センター副所長	伊藤 満子	
	22	高齢福祉課課長補佐兼介護保険係長	平野 圭	
	23	// 高齢福祉係長	山田 耕司	
	24	// 介護保険係主査	桂川 和幸	

(1)介護保険事業の実施状況について

①要介護認定者と受給者数

項目	R3.11	R4.11	R5.11	R6.11	R7.11	備考
高齢者数	17,117	17,030	16,901	16,732	16,687	月末現在
高齢化率	35.3%	35.7%	36.0%	36.2%	36.7%	月末現在
全人口当たり後期高齢者割合	18.7%	19.4%	20.3%	21.0%	21.9%	月末現在
認定者数(65歳以上)	3,001	2,963	2,983	2,937	2,985	月末現在
認定率(65歳以上)	17.5%	17.4%	17.6%	17.6%	17.9%	月末現在
受給実人員	2,640	2,621	2,649	2,722	2,720	1ヶ月分
受給率	87.5%	82.8%	77.7%	78.4%	74.6%	1ヶ月分
介護費用総額(千円)	440,313	440,176	448,277	457,443	453,296	1ヶ月分
受給者1人あたり費用額(円)	166,785	167,942	169,225	168,054	166,653	1ヶ月分
高齢者1人あたり費用額(円)	25,724	25,847	26,524	27,339	27,165	1ヶ月分

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
介護保険料基準月額 恵那市(円)		5,950		6,050	
介護保険料基準月額 岐阜県平均(円)		5,931		6,094	
介護保険料基準月額 全国平均(円)		6,014		6,225	



②要介護度別の介護費用

令和4年11月分 認定者数(1号+2号) 3,008人

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	合計
利用人数(人)	278	446	449	555	617	153	123	2,621
人数割合	10.6%	17.0%	17.1%	21.2%	23.5%	5.8%	4.7%	100.0%
費用総額(千円)	76,846	114,965	96,569	79,018	65,631	4,835	2,311	440,175
費用割合	17.5%	26.1%	21.9%	18.0%	14.9%	1.1%	0.5%	100.0%
1人あたり費用額(円)	276,424	257,769	215,076	142,375	106,371	31,601	18,789	167,942

令和5年11月分 認定者数(1号+2号) 3,030人

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	合計
利用人数(人)	273	425	456	554	637	159	145	2,649
人数割合	10.3%	16.0%	17.2%	20.9%	24.0%	6.0%	5.5%	100.0%
費用総額(千円)	77,528	112,236	100,507	80,438	69,750	4,822	2,998	448,279
費用割合	17.3%	25.0%	22.4%	17.9%	15.6%	1.1%	0.7%	100.0%
1人あたり費用額(円)	283,985	264,085	220,410	145,195	109,498	30,327	20,676	169,226

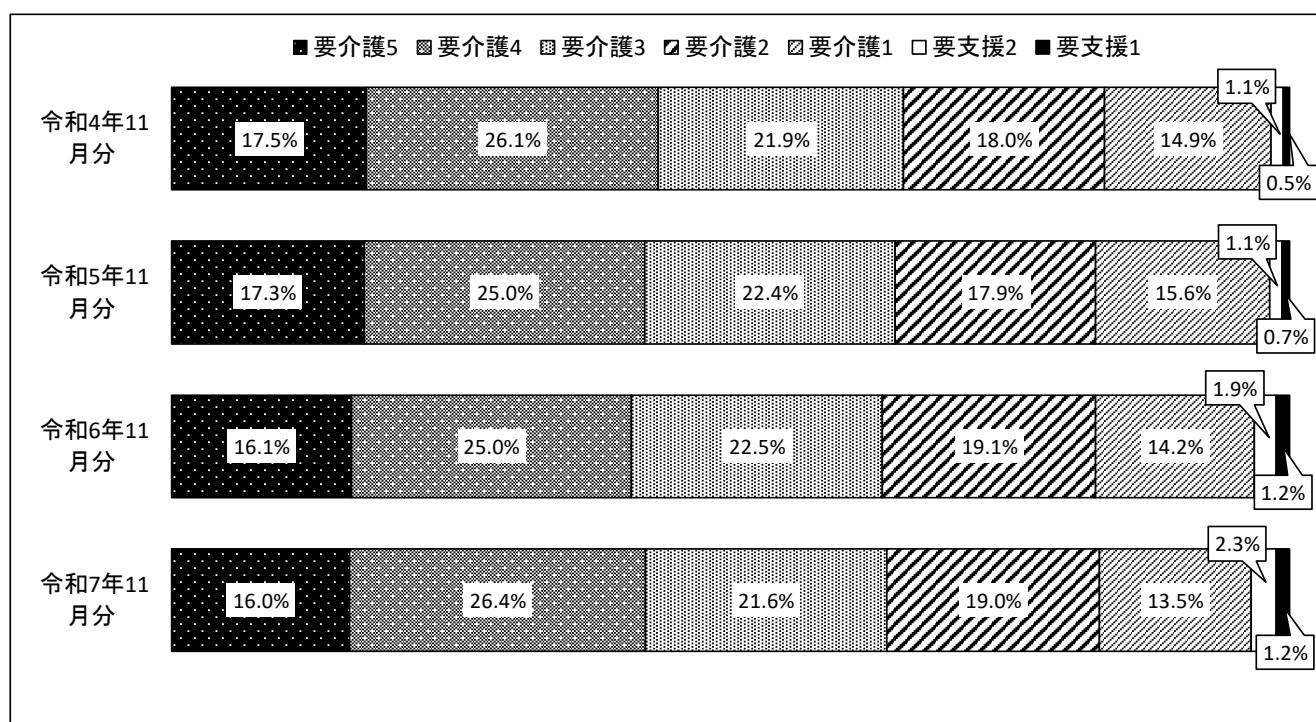
令和6年11月分 認定者数(1号+2号) 2,937人

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	合計
利用人数(人)	248	433	440	570	597	218	216	2,722
人数割合	9.1%	15.9%	16.2%	20.9%	21.9%	8.0%	7.9%	100.0%
費用総額(千円)	73,850	114,405	102,773	87,257	64,958	8,838	5,362	457,443
費用割合	16.1%	25.0%	22.5%	19.1%	14.2%	1.9%	1.2%	100.0%
1人あたり費用額(円)	297,782	264,215	233,575	153,082	108,807	40,541	24,824	168,054

令和7年11月分 認定者数(1号+2号) 2,985人

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	合計
利用人数(人)	243	447	435	563	583	242	207	2,720
人数割合	8.9%	16.4%	16.0%	20.7%	21.4%	8.9%	7.6%	100.0%
費用総額(千円)	72,397	119,782	98,045	86,157	61,309	10,367	5,239	453,296
費用割合	16.0%	26.4%	21.6%	19.0%	13.5%	2.3%	1.2%	100.0%
1人あたり費用額(円)	297,930	267,969	225,391	153,032	105,161	42,839	25,309	166,653

※各費用総額に特定入所(居)者介護サービス費は含まない



③施設・居住・在宅(居住除く)別の介護費用の推移

令和4年11月分

	施設	在宅		合計	
		居住	在宅(居住除く)		
利用人数(人)	538	2,083	204	1,879	2,621
人数割合	20.5%	79.5%	7.8%	71.7%	100.0%
費用総額(千円)	152,790	287,386	48,548	238,838	440,176
費用割合	34.7%	65.3%	11.0%	54.3%	100.0%
利用者1人あたり費用額(円)	283,996	137,967	237,982	127,109	167,942
平均要介護度	3.70	2.09	2.67	2.03	2.42

令和5年11月分

	施設	在宅		合計	
		居住	在宅(居住除く)		
利用人数(人)	547	2,102	196	1,906	2,649
人数割合	20.6%	79.4%	7.4%	72.0%	100.0%
費用総額(千円)	156,906	291,372	47,397	243,975	448,277
費用割合	35.0%	65.0%	10.6%	54.4%	100.0%
利用者1人あたり費用額(円)	286,848	138,616	241,821	128,004	169,225
平均要介護度	3.64	2.05	2.68	1.98	2.38

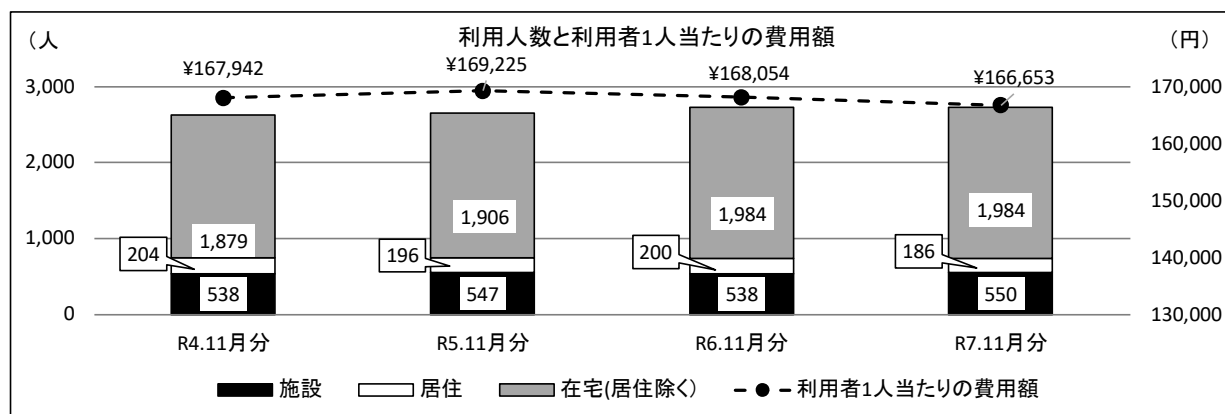
令和6年11月分

	施設	在宅		合計	
		居住	在宅(居住除く)		
利用人数(人)	538	2,184	200	1,984	2,722
人数割合	19.3%	80.7%	6.7%	74.0%	100.0%
費用総額(千円)	156,832	300,611	44,701	255,910	457,443
費用割合	36.6%	63.4%	10.4%	53.0%	100.0%
利用者1人あたり費用額(円)	291,509	137,643	223,505	128,987	168,054
平均要介護度	3.61	2.07	2.68	2.01	2.36

令和7年11月分

	施設	在宅		合計	
		居住	在宅(居住除く)		
利用人数(人)	550	2,170	186	1,984	2,720
人数割合	20.2%	79.8%	6.8%	72.9%	100.0%
費用総額(千円)	160,047	293,250	44,663	248,587	453,296
費用割合	35.0%	65.0%	9.8%	55.2%	100.0%
利用者1人あたり費用額(円)	290,995	135,138	240,124	125,296	166,653
平均要介護度	3.61	2.05	2.68	2.00	2.36

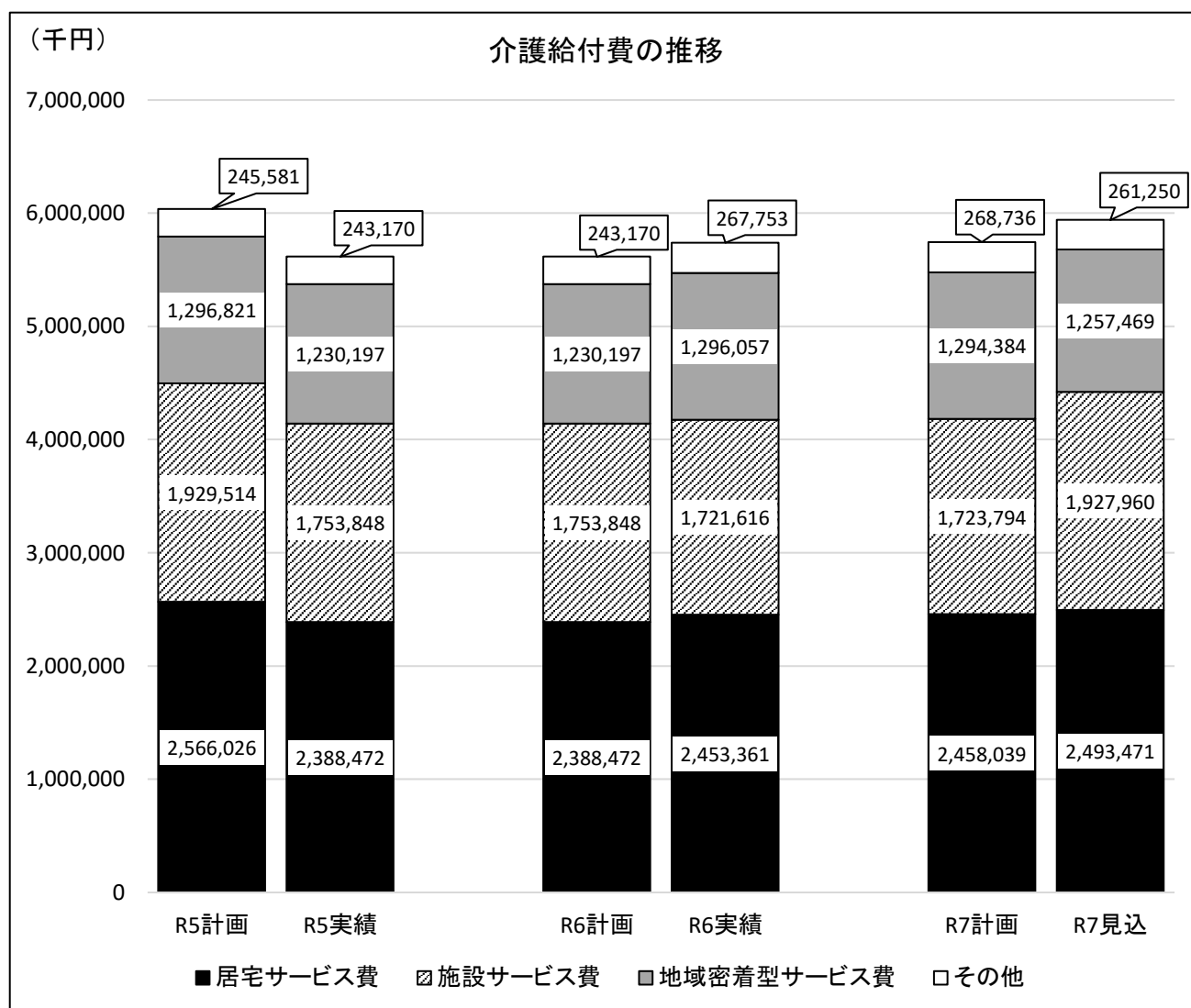
注) 1ヶ月あたりの延べのため、サービス利用の重複もあり得る。



④介護給付費の推移

(単位:千円)

計画期間	第8期計画		第9期計画			
	R5計画	R5実績	R6計画	R6実績	R7計画	R7見込
居宅サービス費	2,566,026	2,388,472	2,453,361	2,384,740	2,458,039	2,493,471
施設サービス費	1,929,514	1,753,848	1,721,616	1,853,692	1,723,794	1,927,960
地域密着型サービス費	1,296,821	1,230,197	1,296,057	1,239,744	1,294,384	1,257,469
その他	245,581	243,170	267,753	242,433	268,736	261,250
特定入所者介護サービス費	125,222	115,418	138,826	112,195	139,370	120,050
高額介護サービス費	94,891	105,673	107,168	108,404	107,608	116,820
高額医療合算介護サービス費	19,000	16,091	15,894	16,004	15,894	18,380
審査支払手数料	6,468	5,988	5,865	5,830	5,864	6,000
合計	6,037,942	5,615,687	5,738,787	5,720,609	5,744,953	5,940,150



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

① 地域支援事業の実施状況について

○介護保険事業特別会計 地域支援事業

R7.11.30現在

事業名		事業内容	実績
【介護予防・日常生活支援総合事業】			
1	訪問型サービス	ヘルパーによる掃除、洗濯等の日常生活上の支援	1,250件
2	通所型サービス	デイサービス等での機能訓練や集いの場など日常生活上の支援	1,629件
3	その他生活支援サービス	栄養改善や独居高齢者の見守りを目的とした配食	129人
4	介護予防ケアマネジメント	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	3,284件
【指定介護予防支援事業】			
1	介護予防支援計画作成	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	1,336件
○一般会計 重層的支援体制整備事業			
【地域介護予防活動支援事業】			
1	介護予防事業対象者把握事業	基本チェックリスト(133人)、把握事業(7人)、MCIチェックリスト(27人)、警察庁認知機能検査を実施(21人)	167人
2	介護予防普及啓発事業	回想法事業(148人)、集いの場への講師派遣(1773人)、健康体操教室(シニア517人、ブール576人、運転55人、ココトレ6月末で中止)、ポイント事業(188人)	3,257人
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター養成講座(79人)、温泉施設利用助成(806人)	885人
4	地域リハビリテーション活動支援事業	エナジーバード体操研修会	77人
【生活支援体制整備事業】			
1	地域ケア会議推進事業	地域ケア個別会議・地域自治区ケア推進会議(懇談会・合同会議)・市地域ケア推進会議	個別51回・自治区24回
2	在宅医療介護連携事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討会議 多職種連携研修会(R8.1.22)	1回 開催予定
3	認知症初期集中支援チーム	チーム員による支援 認知症疾患医療センター(大湫病院)啓発映画上映会(R7.8.7)	新規6件 148人
4	認知症地域支援・ケア向上事業		
1	多職種連携研修	認知症希望大使講演会(R8.2.28)	開催予定
2	認知症の方の家族のつどい	介護者を支える場として認知症地域支援員が中心に実施(出入り自由フリー参加)	20人
3	認知症カフェ	ささゆりカフェ 6回	234人
5	生活支援体制整備事業	第1層協議体会議開催 支え合い活動団体情報交換会開催	3回 1回
【地域包括支援センター】			
1	総合相談支援業務	医療・福祉・介護サービスの利用に繋ぎ継続的な支援を実施	2571人
2	権利擁護業務	虐待対応・予防活動実施	通報11件 コア会議13回
3	包括的・継続的ケアマネジメント	定期的なケアマネ連絡会の開催・個別相談実施	428人
4	家族介護者支援事業	介護者同士の交流や気分転換の場(2回)	17人
5	高齢者あんしん見守り登録	認知症による行方不明になる恐れのある方の登録、見守りシールの交付、個人賠償責任保険の加入	11人(新規3人)
6	高齢者見守り活動支援事業	高齢者の安否確認のため市内事業所と協定締結	35ヶ所
7	高齢者等位置検索端末機購入助成事業	GPS機器購入費の一部助成	0人
8	介護用品購入助成事業	介護用品購入費用の一部助成	183人
9	成年後見利用促進・利用支援事業	後見制度の周知。申立費用、報酬を助成	申立0件 報酬2件
10	認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のための講座(7回) 認知症サポーター活動支援(あんしん声掛け訓練)	104人 154人
11	緊急通報システム整備事業	独居高齢者の日常生活の安全確保	133
12	若年性認知症の人と家族の支援	しごとフェア(大湫病院主催)へのブース・認知症カフェ出店(R8.2.23)	参加予定
13	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体化	保健事業と介護予防事業を一体的に実施	25回

保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について

1. 交付金の概要

平成30年度より、国は、市町村及び都道府県による高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを支援するため、保険者機能強化推進交付金を交付しています。また、保険者機能強化推進交付金を基にした保険者努力支援交付金の交付も令和2年度より開始されました。

2. 交付金実施の目的

各自治体において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取り組みが進められていくとともに、こうした取り組みが自治体の間で共有され、より効果的な取り組みに発展させることを目的としています。

3. 交付金の指標設定

交付金は、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市の取り組みの達成状況に関する指標を設定した上で交付されます。 ※年度ごとに指標の変更があります。

■令和7年度 保険者機能強化推進交付金 評価指標集計結果（決定額：3,942,000円）

項目	配点	平均点	恵那市
目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする	100	59.41	63
目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する	100	65.40	68
目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する	100	46.60	57
目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む	100	47.84	30
合計	400	219.25	218

■令和7年度 保険者努力支援交付金 評価指標集計結果（決定額：7,894,000円）

項目	配点	平均点	恵那市
目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する	100	55.28	59
目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する	100	46.51	50
目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する	100	66.11	78
目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む	100	47.84	30
合計	400	215.74	217

重点：認知症総合支援については、初期集中支援チームによる関係機関との情報共有や意見交換の機会が設けられており、早期対応や地域支援体制も含めて積極的に取り組んでいる。

課題：介護予防に関する総合事業や通いの場などへの参加者について、個別のデータ集計や分析、それらに基づいた改善・見直しについて十分ではない。

第10期介護保険事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

市町村は、老人福祉法の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。

令和8年度をもって、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、令和9年度から令和11年度までの3年間の計画期間とする「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を、令和8年度に策定します。

2. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険運営協議会の委員をもって構成する介護保険事業計画策定委員会や、市民アンケート調査及びパブリックコメントなど幅広い分野から意見を取り入れることとします。

3. スケジュール

■令和7年度(基礎調査、現状・課題分析)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■ニーズ調査						
アンケート調査の実施						
集計、分析						
■基礎調査						
給付実績の分析、課題の整理						

■令和8年度(計画策定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
■計画策定						
素案作成						
策定委員会				●		●

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■計画策定						
素案作成						
策定委員会	●		●		●	
パブリックコメント						

改正

平成20年3月17日告示第20号

平成29年3月23日告示第44号の1

令和2年3月27日告示第36号

恵那市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画の策定及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画の見直しを行うため、恵那市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

一部改正〔平成20年告示20号〕

(事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長へ報告する。

- (1) 恵那市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) その他恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関し市長が必要と認めた事項

一部改正〔平成20年告示20号・令和2年36号〕

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、介護保険運営協議会の委員をもって構成する。

(会長)

第4条 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選により会長を選出し、副会長は会長の指名による。

2 会長は委員会を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年告示44号の1〕

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日告示第20号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日告示第44号の1)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第36号)

この告示は、告示の日から施行する。

令和8年度からの介護保険運営協議会の開催方式の変更について

1. 開催方法

令和8年度より、「介護保険運営協議会」と「地域包括支援センター運営協議会」を
合同で開催する

2. 各会議体の役割

介護運協：事業計画、制度運営、給付・執行、地域密着の指定等

包括運協：センターの設置・運営、業務方針、事業評価、介護予防支援の指定等

3. 開催方式を変更する理由

- ・情報共有の統一化

市として一元的に対応・整理した上で説明する必要性が高まっている

- ・高齢者の課題の複雑化

地域包括ケアの視点で包括的な議論が可能

- ・地域包括支援センターとの連携強化

恵那市全体で支援体制を確認し、介護給付の抑制と介護予防の促進を図る

4. 委員の皆さまへの影響

- ・会議出席の負担

開催回数は従来と同じ(7月と2月の年2回)だが、協議事項が増える

- ・議論しやすくなる

恵那市の現状を共有でき、状況を知った上で判断が可能

- ・報酬

合同開催でも変更なし(1日3,000円)

5. 委員委嘱

令和8年度委員委嘱

現在委嘱の皆様(任期 R7.7.1~R9.3.31 の2年)

新たに令和8年度から委嘱する皆様

(任期 R8.7.1~R9.3.31 の1年)

委員構成員(案)

別紙のとおり

恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会

委員名簿

[任期 令和7年7月31日～令和9年3月31日]

区分	選出団体等	氏名
1	恵那市壮健クラブ連合会	遠山 恒宏
2	公募	渡邊 政子
3	公募	縄田 麻里子
4	恵那市社会福祉協議会	松原 淑明
5	恵中医会	安部 俊一
6	恵南医会	前野 禎
7	恵那歯科医師会	桐山 光生
8	民生委員・児童委員協議会	鈴木 弘二
9	未来設計おひさま	西尾 由香
10	小規模多機能型 ケアホームあじさい	田北 英美子
11	ティサービス向日葵永田	渡辺 ちえみ
12	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎 太郎
13	介護老人保健施設ひまわり	安藤 貴之
14	グループホーム万青	後藤 修一
15	恵那市シルバー人材センター	各務 一彦
16	NPO法人まんざく	纈瀬 恵美
17	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅 弘文

恵那市地域包括支援センター運営協議会

委員名簿

[任期 令和6年7月1日～令和8年3月31日]

職名等	氏名
1 壮健クラブ	
2 2号被保険者代表	
3 2号被保険者代表	
4 1号被保険者代表	
5 1号被保険者代表	
6 社会福祉協議会	
7 恵南医会代表	
8 歯科医師会	
9 薬剤師会	
10 民生児童委員会	
11 介護支援専門員	
12 介護予防サービス事業者	
13 インフォーマルサービス	
14 NPO法人 東濃成年後見センター	
15 日本福祉大学中央福祉 専門学校非常勤講師	

恵那市介護保険運営協議会、恵那市地域包括支援センター運営協議会

委員名簿

[任期 令和8年7月1日～令和9年3月31日]

区分	選出団体等	氏名
1	恵那市壮健クラブ連合会	遠山 恒宏
2	公募(1号被保険者)	渡邊 政子
3	公募(1号被保険者)	縄田 麻里子
4	恵那市社会福祉協議会	松原 淑明
5	恵中医会	安部 俊一
6	恵南医会	前野 禎
7	恵那歯科医師会	桐山 光生
8	恵那薬剤師会	
9	介護支援専門員(主任ケアマネ)	西尾 由香
10	介護保険施設(特養)	島崎 太郎
11	介護保険施設(老健)	安藤 貴之
12	介護保険施設(グループホーム)	後藤 修一
13	介護保険事業所(小規模多機能)	田北 英美子
14	介護保険事業所(デイサービス)	渡辺 ちえみ
15	介護予防サービス事業者	纈瀬 恵美
16	民生委員・児童委員協議会	坂本 郁夫
17	恵那市シルバー人材センター	各務 一彦
18	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅 弘文
19	インフォーマルサービス事業者	
20	NPO法人 東濃成年後見センター	

改正

平成29年3月23日総務第23819号

令和3年2月25日医高第3638号

恵那市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定により設置する恵那市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の公正及び中立性の確保とその他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、恵那市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年医高3638号〕

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べることができる。

- (1) 支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア 支援センターの設置、変更及び廃止
 - イ 支援センターの担当する圏域の設定
 - ウ 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の業務の法人への委託及び包括的支援事業の業務を委託された法人の変更
 - エ 支援センターが法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更
 - オ 支援センターが法第58条第1項に規定する指定介護予防支援に関する業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更
 - カ その他運営協議会が支援センターの公正・中立性を確保するために必要と判断した事項
- (2) 支援センターの運営及び評価に関すること。
 - ア 年度ごとに支援センターの事業内容及び予算決算に係る報告を受ける。
 - イ 支援センターが作成する介護予防プランの内容評価
 - ウ その他運営協議会が支援センターの運営及び評価に関し必要と判断した事項
- (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査及び評価

(4) その他運営協議会が必要と判断した地域包括ケアに関すること。

一部改正〔令和3年医高3638号〕

(委員)

第3条 運営協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業に従事する者及び、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等

(2) 介護サービス及び介護予防サービスを利用する者又はその家族及び、介護保険の被保険者
(1号及び2号)

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、運営協議会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会に関する庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年総務23819号〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日総務第23819号)

この決裁は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日医高第3638号)

この決裁は、決裁の日から施行する。